

○学校法人立命館情報システム利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人立命館情報システムの利用および運用管理に関わる基本規程(以下「基本規程」という。)第5条にもとづき、本法人における情報システムの適切な利用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用者 次に掲げる者で、情報システムを利用する者をいう。

イ 本法人の教職員

ロ 法人が設置する学校の学生、生徒および児童

ハ その他法人統括責任者が情報システムを利用する者として認めた者

(2) マルウェア 情報システムの正常な動作もしくは利用者の正常な利用を妨げる等有害または不正な動作を行う悪意のあるソフトウェアをいう。

2 前項のほか、この規程で特に定めのない用語の定義については、基本規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、利用者に適用する。

(遵守事項)

第4条 利用者は、情報システムの利用にあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 利用するユーザーID とパスワードを厳重に管理すること。

(2) 本法人の情報システムを適切に利用すること。

(3) この規程および情報システムの利用に関わるガイドライン、利用する各情報システムについての取り決め等に従うこと。

(4) 情報システムに接続する機器について、情報セキュリティの脆弱性およびマルウェアに対する必要な対策を行うこと。

(5) 情報セキュリティ事故が発生した場合、立命館 CSIRT の統括責任者の指示に従い迅速に対応すること。

(禁止事項)

第5条 利用者は、情報システムの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならない。

(1) ユーザーID またはパスワードの不正利用、譲渡もしくは貸借

(2) 他人のプライバシーまたは人権を侵害する行為

(3) 他人の情報を破壊もしくは盗用する行為または知的財産権を侵害する行為

(4) 営業その他の利得を主たる目的とする行為

(5) 本法人の名誉または信用を著しく傷つける行為

(6) 情報システムの適切な運用管理を妨げる行為

(7) 法令または本法人の規程に反する行為

(8) 前各号の行為を助長する行為

(9) その他情報システムの利用において不適切な行為

(違反への対応)

第6条 法人統括責任者は、前条に違反する行為が発生した場合または発生するおそれが明白な場合は、これを調査することができる。

2 法人統括責任者は、調査によって違反行為が判明した場合は、次に掲げる措置を行うことができる。

(1)違反行為の中止を命じること。

(2)違反行為に関係する情報システムの利用を停止することまたはアカウントを削除すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第6条の2 最高情報セキュリティ責任者は、利用者に情報セキュリティ事故が発生した場合または発生するおそれがあると判断した場合は、これを調査することができる。

2 最高情報セキュリティ責任者は、調査によってほかの利用者や情報システムへの被害拡大のおそれがあると判断した場合は、情報セキュリティ事故の対応にあたり必要な措置を行うことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2005年4月6日から施行し、2005年4月1日から適用する。

2 この規程の施行に伴い、立命館統合情報システム・ネットワーク利用規程(規程第320号)および立命館アジア太平洋大学情報システム利用規程(規程第421号)は廃止する。

附 則(2007年7月4日小学校の設置にともなう一部改正)

この規程は、2007年7月4日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則(2009年9月9日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2009年9月9日から施行する。

附 則(2015年4月22日立命館情報化推進機構の廃止に伴う一部改正)

この規程は、2015年4月22日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2017年6月21日学校法人立命館情報システムの利用および運用管理に関わる基本規程および学校法人立命館情報システム運用管理規程の制定に伴う全部改正)

この規程は、2017年6月21日から施行する。

附 則(2020年3月25日情報セキュリティ対策推進体制の整備に伴う一部改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。